

第23期火災予防審議会人命安全対策部会（第9回）開催結果概要

1 日 時

平成31年3月11日（月） 13時45分から14時45分まで

2 場 所

J Aビルカンファレンス 303（千代田区大手町1-3-1）

3 出席者

(1) 委 員（敬称省略：五十音順）

青柳 一彦、唐沢 かおり、佐伯 正人、鈴木 恵子、鈴木 康幸、富永 雄次、西澤 真理子、野口 貴文、長谷見 雄二、渡辺 美智子

（計10名）

(2) 東京消防庁関係者

参事兼予防課長、予防部副参事（予防技術担当）、査察課長、査察技術係長、予防対策担当係長、係員2名

（計7名）

(3) その他

傍聴人2名

（計2名）

4 議 事

答申（案）について

5 資料一覧

- (1) 第8回部会意見概要…………… 資料1
- (2) 答申（案）目次修正…………… 資料2
- (3) 建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保 答申（案）…………… 資料3

6 開 会

事務局から、委員10名が出席している旨の報告が行われた。

7 議事

【事務局】

時間になりましたので、火災予防審議会人命安全対策部会の第9回部会を始めさせていただきます。本日は部会員10名の方にご出席をいただいております。

本日はお忙しい中、急な部会の開催になってしまい申し訳ありません。前回、第8回部会にて、答申案についてさまざまなご意見をいただきまして、方向性の面では変更はないのですが、答申の構成等を変更させていただいたことより、再度、審議が必要と判断し、本部会を開催させていただくこととなりました。1時間程度で審議をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行は、部会長をお願いいたします。

【議長】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず最初に「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保 答申（案）」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは説明させていただきます。

資料ですが、資料1が2枚、資料2として「答申（案）目次修正」が1枚あります。その後、資料3が答申の案となっております。また、別でとじてあります参考資料がございます。確認いただけたらと思います。

まず最初に資料1の、前回部会でいただいた意見についてです。後ほど修正した答申案についてはご

説明いたしますが、前回いただいた意見を反映させながら答申の文章を作成しました。追って変更点、修正点について説明させていただきたいと思います。

前回の答申案の内容と方向性については変更ありませんが、不足の資料の追加修正を行っています。また、先週送付させていただいた文章・資料から、一部追加・変更がありますので、その点についても説明させていただきたいと思います。

それでは、初めに資料2の目次の変更をごらんください。答申案の構成、目次については、前回、皆様いただいた意見を踏まえまして、左側が前回の目次になりまして、右側が今回、修正した目次の案となっております。

3番に、自主防火管理の実態の項目を追加させていただきました。また、先日送付させていただいた資料からの変更点として、4番に火災の実態ということで、追加をさせていただいております。

また、大きな構成の変更としましては、今回の目次の7番と8番、前回の目次の5番と6番ですが、この順番につきまして入れかえて文章を構成し、自主防火管理という項目を先に出させていただくような構成としました。

それでは、資料3をごらんください。意見を反映させていただいた点を中心に説明させていただきます。

資料3の3ページの19行目に、大きな目的として都内全体の建物の防火安全を確保するというのが大前提ということで、その文言を追加させていただいております。

続きまして2番目、建物の防火安全を確保するための消防法の考え方という項目を変更させていただきました。自主管理と防火査察が両輪となって防火安全が確保されているということを説明として入れております。

3ページの23行目からの部分で「参考資料1-①～⑤」というのは、部会の当初のころに提出させていただいたものですが、建物と行政の関係性を記載させていただいております。

続きまして、3ページ30行目「自主防火管理制度の概要」につきましては、前回の記載と変更はありません。

4ページ16行目からの「(2) 防火査察の意義」ですが、消防の立入検査というのは、行政監督のひとつであるという指摘がありましたので、その行政監督がどのぐらいの強さかという内容につきまして、23行目から、歌舞伎町のビル火災を踏まえて消防法が改正されまして、他行政機関の立入検査権よりも強い権限を持つという内容を追加させていただいております。

次、4ページ26行目「3 自主防火管理の実態」という項目を、今回新しく追加させていただきました。

「(1) 自主管理に係る各種届出の状況」ということで、①として「防火管理者の選任届率」について記載をしました。図1をごらんいただきますと、選任届出率を規模別に見てみまして、5万平米超えの建物では95.7%であるのに対して、1,000平米未満の建物では79.3%と、小規模の建物ほど届出率が低いことがこれでわかると思います。

また次に②ですが、5ページ16行目から「②自主消防訓練の実施率」についても、図2に示しているとおり、5万平米超えの建物では89.8%に対して、1,000平米未満では26.6%となり、小規模な建物の実施率が極めて低いという傾向が見てとれますということを追加しております。

また「③消防用設備点検結果の報告率」につきましては、前回の資料にもあるのですが、規模別の状況を図4に追加しております。1万平米超えの対象物の報告率は88.9%に対して、面積1,000平米未満の対象物については48.7%ということで、大規模な建物は報告率が高く、小規模の特定用途の複合ビルなど、報告率の悪い傾向というのが見てとれると思います。

次のページ7ページ、「④防火対象物定期点検結果の報告率」については、前回と同様の内容となっております。

次に、8ページ、実態調査の結果について、前回部会での意見を反映させております。この部分についても送付した資料を少し修正させていただいて、詳細に内容を書かせていただいております。「①建物関係者のヒアリングの内容」、「②建物所有者向けアンケート調査」の結果、次のページに行ってもらって、「③テナント防火管理者向けのアンケート調査」の結果という内容となっております。

実態調査の結果につきましては、前回の部会で資料の構成という点で幾つか指摘を受けていますので、参考資料のアンケート調査結果につきまして、分かりやすいように整理させていただいております。

続きまして、10ページ、こちらは火災の実態という新しい項目をつけております。火災の実態について、これまで立入検査と自主管理というところに注目が行っていたのですが、実態という点でも見ていかなければいけないという指摘もありましたので、こちらの記載をさせていただいております。

「(1) 建物火災件数と延焼状況」を見てみますと、表1に100平米以上延焼した建物火災の件数を

示させていただいております。

文章としては10ページ目の26行目、図としては次のページになります。この部分で、出火した部分の用途ごとに火災件数を業務別に見た場合に、「飲食店」と「事務所等」で発生が多くて、火災件数に占める割合では、特に1,000平米未満の飲食店の割合が多いと書かせていただいております。図7を見ていただくと、右側が1,000平米以上、左側が1,000平米未満となっております。1,000平米未満の飲食店で出火が多いという結果をグラフとして提示させていただきました。

「(2)火災の焼損程度及び初期消火状況と防火管理」状況。こちらは、出火と防火管理の状況が分かる資料を追加させていただきました。

31行目、②防火管理者選任建物における部分焼以上となる割合については、自衛消防訓練を実施している場合が12.2%に対して、未実施の場合は19.1%となり、より延焼拡大する割合が高くなる傾向が見てとれます。

これらのことから、火災発生時に延焼拡大を防ぎ、被害を最小限にするためには、自衛消防訓練と適正な自主防火管理の実践が非常に重要であるということが言えると考えております。

12ページ「5 防火査察の実態」ということで、この部分につきましては、文章で記載していたものを項目ごとに題名をつけて修正させていただきました。

「(1)査察対象物の増加と既存建築の有効活用」という題目にしまして、これは8行目となります。前回、これまでの審議会で提示した内容について、追記をしております。14行目から17行目までを追加させていただいております。

14ページに行ってくださいまして、(2)(3)については、特に変更はありません。14ページの30行目から(4)「違反指摘される割合の状況」ということで、15ページの図13をごらんください。立入検査を実施した建物の違反指摘率と用途の関係を比較してみますと、飲食店や特定用途の複合の建物に対する違反率が、他の用途に比べて高いと、この図13から言えます。

また、図14では、立入検査1件当たりの用途別・面積規模別違反指摘数を比較しています。特定用途の複合に対する違反指摘率は高く、1,000平米未満の特定用途の複合ビルに対する違反指摘率が特に突出して多いことが言えます。

16ページ「(5)違反処理の実態」は変更ございません。

次に、17ページ「現状の課題」ということで、この部分につきましては、前回、いろいろ意見をいただきまして、内容を変えさせていただいております。

内容を見ますと、前3から5より、建物所有者等の自主管理と行政監督としての防火査察により、総合的に防火安全を確保するために、「建物関係者による自主管理体制の充実」と「効率的な行政監督」という区分で、課題等を整理し検討・審議を行ったと書かせていただいております。

「建物関係者による自主防火管理体制の充実・継続」に向けた課題としまして、①大規模な建物や事務所ビル等を中心に、適切な自主防火管理を行っている建物がある一方、1,000平米未満の小規模な建物は、防火管理等の選任割合、法定点検及び自衛消防訓練の実施割合が低く、立入検査による違反指摘が多い傾向にある等、建物により自主防火管理体制の取り組みが大きく異なっている。

②自主管理が適正に行われている防火意識の高い、良好な管理の建物を増加、継続させる必要がある。

③建物により自主防火管理への取り組みが大きく異なっているにもかかわらず、建物関係者の防火意識のレベルに応じた自主防火意識を高めるための消防機関としての取り組みが十分でない、としました。

「効率的な行政監督」に関しての課題としては、①建物関係者の自主防火管理と行政監督としての立入検査がバランスよく実施されることで、都内全体の防火安全が確保されるものという考えから、査察対象物の増加や大規模・複雑化により、1つの対象物に対する防火査察の頻度は減少傾向にある。

②立入検査は一律に全対象物への実施を原則としており、立入検査を実施した結果、違反指摘がない建物が多数ある。

③消防職員を防火意識が低い関係者の建物の立入検査に集中的に投入する等、優先的に立入検査を実施すべき建物の選定することも検討する必要がある。

④消防機関には、自主防火管理への取り組みが低い建物に対する、命令等の措置権が付与されているが、近年、違反処理件数は減少しているという課題があるとまとめました。

提言の前までの課題まで説明させていただきました。

ここで、前回の部会で、法令違反と火災リスクの相関関係ということでご意見があったのですが、その部会后、いろいろと検討させていただきました。先ほど記載させていただいた火災と防火管理の関係性については、一部、資料は作れたのですが、火災と法令違反の関係性というところまではたどり着けませんでしたので、今回は記載しておりません。その辺につきましては、この後説明するのですが、AIで検討していくつもりでございます。

続きまして、提言の内容に移りたいと思います。提言については、第8回部会の意見を反映させていただきまして、17ページの27行目、「7 建物関係者による自主管理体制の充実・継続にむけた提言」ということで、こちらを入れかえて前に出ささせていただいております。

大きく変更させていただいたところにつきましては、18ページ(1)②、これまで審議させていただいた評価方法の例示を追加させていただいております。こちらは、参考資料に「評価例1」と「評価例2」というものを加えさせていただいて、その制度については試行的な運用を図るなど、関係者の意見を踏まえて問題点を洗い出しながら構築していくという記載をさせていただいております。

また、④につきましては、インセンティブを設定するという内容だけだったのですが、この内容につきまして、実態調査からどのようなインセンティブがあるかというものを記載させていただいております。

建物によってニーズがさまざまであったということから、可能な限り多様なインセンティブを用意しておくべきだという提言にさせていただいております。

次のページ、19ページ⑥になります。前回、優良防火対象物についてもご意見をいただきましたので、その具体的な話として、制度の検討の際には既存の制度の見直しと合わせた検討を行うという内容を記載しております。実態調査では、優マークは、テナントを含めて建物内の法令違反はないということが前提なので、非常にハードルが高いという声がありました。この辺につきましても普及が進んでいない現状があるという内容を含めて、これらの既存の課題についても検討が必要であると記載させていただいております。

(2)につきましては、変更はありません。

20ページ20行目から「8 効果的な行政監督にむけた提言」についてです。32行目の「一方」以降を追加させていただいております。

今回、この33行目の最後に「6」という数字があると思うのですが、この「6」は誤字で、これは「7」になります。「火災危険の高い建物への指導の集中により、立入検査の頻度がこれまでより少なくなり、適正な自主防火管理がなされている建物に対して、7の方策などにより、その状態が維持されていくように誘導していく必要がある」と記載させていただいております。

21ページ2行目から「(2) AI技術を活用したビッグデータの解析による指導の優先度判断」ということで、先ほども話をしたのですが、過去の被害の大きかった火災では、いずれも消防法や建築基準法で防火規定上の不備が指摘されているという実態があります。しかし、火災が発生する要因、拡大する要因はさまざまであることから、優先的に指導すべき火災が見込まれる建物につきまして、AI技術を活用して有効性を探るべきであるという記載にさせていただいております。

それ以降の部分については変更しておりません。

最後「おわりに」の後段に、最新の技術という内容の文言を前回入れてあったのですが、その文については削除し、少し簡略化させた形で「おわりに」でまとめさせていただきました。

説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございました。答申目次の変更から、それに合わせての内容の追加修正を行っていただきましたが、いかがでしょうか。ご質疑、ご意見、ございますでしょうか。

【委員】

質問なのですが、訓練とあるではないですか。法定の年2回の自衛消防訓練は、訓練を行っていないところは、たしか火災リスクが若干高いみたいな表があったと思いますが、どこでしたか。

【事務局】

11ページにあります。

【委員】

その訓練というのは、消防署の人が一緒に見てチェックするのですか。それとも自己申告なのですか。

【事務局】

自己申告です。

【委員】

自己申告ということは、このデータが訓練未実施、実施というのが、そこまでデータとしては、第三者がベリファイしているわけではないから、何かちょっとどうなのかなど。法定訓練というのは、そんな大変なものなのですか。よくうちに点検は来ますけれども、点検のイメージはわかるのですけれども、法定訓練というのは、やる人にとってはすごく大変なもので、だからやらないのか、その辺がよくわからないのですけれども。今、2つの話をごっちゃになりましたけれども、そもそも、わかりました。訓練を実施している、実施していないというのは自己申告ということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

防火管理者選任というのは、ここは届出をしているから、ここはそうでもないのか。

【事務局】

自衛消防訓練につきましても、届出はしていただく形にはなっています。

【委員】

防火管理者を選任のところも、これも届けておけばいいという話なのですか。つまりエビデンスとして、防火管理者を選定しているのと選定していないというのは、切り分けというか、ただ単に名前だけやって出しておけばいいのであれば、あまりデータとしては強いデータではないみたいに感じてしまうのですけれども、どうしても。

【事務局】

防火管理者の場合は、資格を持った人を選ばなければならないので、誰でも名前だけ出せばいいというものではありません。

【委員】

そうですね。2日か3日かかるやつですね。

【事務局】

甲種と乙種があって、甲種の場合は2日間の講習です。

【委員】

そうですね。あれは結構難しいですね。ということは、防火管理訓練のほうは、エビデンスとして相関関係を言うには若干弱いのではないかなどと思ってしまったのですが、どうなのでしょう。

【事務局】

訓練については、時間的余裕があれば消防職員が立ち会う場合もあります。その結果に関し、出せばいいだけの自衛消防訓練通知書さえも出さないところと出す意識を持っているところでは、意識の差はあるのではないのかなという気はします。

訓練のやり方としては、建物の状況によってやり方をいろいろ変えています。例えば、このビルでやる訓練と、あと、【委員】の事務所でやる訓練とはやり方が変わってくると思いますので、一概に訓練をやりましたと言っても、どこの建物でも同じ訓練をやっているわけではありません。参加できる人や、建物の形態を踏まえてそれぞれ工夫をして訓練を行い、消防署に報告してもらっています。事業者からは訓練のときに消防署に立会ってほしいというご希望も多いみたいなのですけれども、なかなかうちも職員が限られていますので、立会いができる場所も限られているというのが現状です。

【委員】

もう1つ、その訓練の話なののですけれども、その訓練の内容はフォーマットがあるのですか。ないのですよね。訓練の内容というのは、おっしゃるとおりいろいろなものによって違ふと。だけれども、例えばベーシックに、火を見たら初期はこういうふうにしてとか、119番を鳴らすとか、何かフォーマットみたいなものはあるのですか。

【庁内関係者】

防火管理者を選任するというときには、資格がありますよね。その資格を取得する講習の教科書の中に、消火訓練や総合訓練等のカテゴリ別の実施方法の記載があるので、それに基づいてやっていただくと。訓練をする際には、自衛消防訓練通知書の提出を求めていますので、その届出が上がってきたときには、うちはその内容を見て、まあまあ適正にやっているかどうか。あまり不十分なところは、今度、一度指導に行こうという形でチェックはしながらやっていますので、一般的に訓練の届出があったところは、それなりにやられているなという印象はあります。

【委員】

ただ、届出については自主ですね。

【庁内関係者】

これは、特定用途という、不特定多数が入る雑居ビルとか、そういうところは届けをしないとイケないことになっています。共同住宅みたいなところは、義務ではありませんが、届出を指導しています。

【事務局】

そうですね。特定用途の場合は年に2回、避難訓練、消火訓練と、あと通報訓練が必要になります。共同住宅の場合は、消防計画の中で訓練の内容を定めるということになっていますので、回数は共同住宅ごとで定まっているというのが現状です。

【委員】

これはデータをどう見るかだと思うのですけれども、19.1%と12.2%と、何かふわっとしているから、そこまで言えるのかなと思ってしまっただけです。

【議長】

数字的には、1.5倍まではいかないけれども、ボヤのほうは逆に、それと違う形でボヤにとどまっているという。そのあたりは、この表の中で防火管理者の該当、非該当とか、管理者の選任とか未選任とか、訓練の実施・未実施でおしなべて1.数倍、部分焼以上という状況とか、消火失敗になっているという状態にはなっていますね。

【委員】

訓練をしたほうがいいというのは明らかなのですが、だからといって、第三者が言っている数字でもないから何となくという、ただそれだけです。それをどう解釈するのかというところだと思います。

【議長】

このあたりというのは後々の提言のほうにも結びついていく背景となる場所ですので、何かうまいこと書いていただいたほうがいいのですよね。今回、目次の順番を入れかえてもらったように、自主管理体制の充実をするのが防火管理上、非常に重要だというのが先に来るようになっていて、それから、行政的な、効果的な行政というところへ行くので、ここの表2の数値、このものだけに基づいてというのだと、ちょっと弱いという。もっと極端に違っていたら、まさにそのままということなのでしょうけれども。その程度の違いというところで、それを協力で推進するというバックグラウンドのデータにはなりきっていないというご意見のようにお伺いしました。

【事務局】

そういう意味であれば、12ページの5行目が、自衛消防訓練と適正な自主防火管理というのが並列的に書かれてしまっているので、まずは自主防火管理が重要だという形にして、その中で防火管理者の選任であるとか、訓練の実施が必要だという修正をしたいと思います。

一方で、今までの議論の中で、消防法令違反はなくそういう議論をしている中で、消防法令違反がどういうリスクにつながるかというところが、今までの提言には特に書かれていなかったもので、何らかのデータが書けないか考え、今回、このデータをお示ししているものです。

【委員】

データとしては弱いかもしれませんが、アピールしたいところがあるときには、一定の効果は見られる可能性に言及したうえで、問題や課題について述べる形にすれば、読む側も理解されやすいかなとは思います。

あと、細かい指摘ですが、間違いではないかなと思ったことがあるのですけれども、4ページ目の下から2行目の92.2%というのは、5万以上の建物のことであれば95.7%ではないかなと思います。92.2という数値はエラーかなと思います。

【事務局】

95.7です。

【委員】

さらに細かいことで恐縮なのですが、9ページ目の一番下「訓練や従業員教育」と言いたい箇所、漢字の間違いかと。

17ページの22行目の③の文章なのですが「優先的に立入検査を実施すべき建物の選定する事も」というのは、「建物を選定する事も」とか、「建物の選定も」などと変えたほうが良いのと、19ページの14行目、「検討」という言葉が2回並んで出てくるので、最初の「検討」を省くなど、表記に工夫されたほうが良いと思います。

ざっと見て気づいた表記に関することは以上です。

【議長】

先ほどの11ページの表2で、これは火災発生事例について報告あった中での調査結果の数値ですよ。これというのは、建物火災件数という、そこに掲げている数値が調査の全数ということでいいのですかね。一番上の4,309と1万6,881という。これは焼損程度というか、平成20年から29年度、東京消防庁管内の火災事例の中で、焼損があった場合とか、初期消火を行った例がその右側にあるということ。

この中で、結局、さっきの訓練実施とか、訓練未実施というのが、ここだけの対比だとこういう数値の割合になっていて、ということかと思うのですが、火災を起こしていない建物というのはありますけれども、そういう中で、もともと防火管理者が選任されていて、訓練をしている場合としていない場合というのがそもそもあると思うのですが、その場合に、訓練を実施していたほうが多分、すごく多いですよ。そうではないのですか。その辺がちょっと数量としてどうかなのですけれども。

つまり、建物の中で火災を発生させていないのだけれども、防火管理者も選定していて、その人が訓練されているのが全体数であって、その中で、火災そもそも起こしてしまったとか、それが部分焼以上になってしまったという割合になると、そう考えると、もしかしたら相当小さくて、逆に未実施のほうは、その部分が極端に、パーセンテージで言ったら両方もとも少ないかもしれないですけれども、その中の割合がね。防火管理者いるけれども訓練未実施の状態の中で、それは火災として出てきた割合で言うと、どうなのかなとか。多分、そんな感じで見ないと、実際には、火災を起こしてしまった事例という、そもそもその部分で差がついてしまっているとすれば、今回、自主管理きちっとやりましょう、それが重要なのですということを訴えるにはいいかなと思いますけれども。

【委員】

つまり、もっと大きな母数ということですよ。

【議長】

母数自体が、そもそも火災を起こしていない建物が含まれていない。

【委員】

火災を起こしていない建物の母数が分からないから、これは小さい。

【事務局】

細かいデータになりますと、火災が起きないと消防はなかなか関わっていかない部分もありますので、そういう意味では、前回も宿題をいただいておりましたが、それが出せなかったのです。出火のリスク自体は大体均等だと思うのですが、そのほかのリスク、死者の発生するリスクとか、損害のリスクと

か、そういうリスクに対してのデータは持ち合わせていないと言いますか、今ある資料ではできないという部分が多いので、それにつきまして、AIでできるかなというところで、AIについては進めているところです。どうしても今のあるデータですと、火災として見えていない部分がどれぐらいあるかというのは、実際に分からない部分もありますので、これは見えるところで、火災があったときは、防火管理体制がどうだという比較をさせていただくのが限界だったもので、こういう資料を提示させていただいているという状況です。

【議長】

そもそもそういう統計自体ないという感じなのですか。防火管理者の選任をしているか、していないかというのが。

【事務局】

選任しているか、していないかはあるのですが、その選任しているか、していないかが火災というリスクに結びつくデータがない。何も起きていないものに対してリスクの評価ができないと言ったらいいのですかね。選任率はわかるのですけれども、選任しているところが火災、延焼させるのが少ないとかいうデータまでは持っていない。火災があったところはわかるのですけれども。

【議長】

例えばですけれども、選任率は何%ぐらいですか。総建物で。

【事務局】

4ページの下にあります、建物の防火管理者で94.7%で、テナントを含めた管理権原者全体では82.9%という数字になっています。

【議長】

若干変わるぐらいですね。今、ここで火災を起こしている事例で見たときに、防火管理者を選任している場合と、していない場合で、割合でいうとちょうどそれに近いぐらいのところにもなっているとすると、あまり防火管理者を選任しているか、していないかというのと、それによってその火災の状態がひどいかどうかという観点では、それほど大きくは違いがないかもしれない。

例えば99%選任していますと言われてしまうと、この数値というのはかなり意味を持つてくることにはなるのですけれども。

【委員】

全く同感で、これ、防火管理をきちんとやってもやっていなくても、そんなに延焼の度合いというのは変わらないと、むしろ素直に読むと読めてしまいますよね。だから、そのそもその、ここではなくて、そもそも実感としては、この問題の最大のテーマである小規模雑居ビルの飲食店はすごくリスクが高いということですが、これは何らかのデータで示せるのではないのでしょうか。こういう分け方でやると、それは別に防火管理者は未選任でも、そんなに悪くないではないかという、逆効果になっている気がするのですよね。

だから、これをもとに、今度、自主防火管理体制がきちりになっている、意識が高くなっているといっても、こういうデータが出ることによって、こじつけ感が出るなという気がするのです。もっと違う切り口で何か比較するというのはないのでしょうか。

以前、小規模雑居ビルの場合は、そもそも防火管理者を把握するよりも、もっとも早くお店が変わってしまって、全然内情がわからないから、無法地帯になってしまって、火災が起きていますという説明があったかと思えますけれども、そういったところをむしろ統計データとして示したほうが、明らかに違うというのは出るような気がするのですけれども、どういうやり方がいいかわからないのですけれども。

確かにこれはあまり説得力ないですね。説得力ない気がするのです。差は出ているのですけれども、そんなに変わらないかなという気がします。

【議長】

もし可能であれば、追加としてそういう死傷者のかなり生じてしまったような状況の事例がちょうどその防火管理者が未選任だったり、訓練未実施であったりという。そういうものに顕著に見られるとい

うのがあれば、それが今回の答申をサポートしてくれる素材にはなり得ますね。
今のところ集中してしまっていますが、他はいかがでしょうか。

【委員】

それは統計的に処理されていなくても、例えば、定性的な事例を羅列するとか、小規模の雑居ビルの飲食店だと、こういうふうな事例のリストアップ、そういうことで、データがなくて統計的な処理ができなければ、そういう形で例示するというやり方もあるのではないかという気がするのですが。

トピックスになっている火災というのは、全部といつては言い過ぎかもしれないですけども、ほとんどそういう防火管理がきちんとなされていなくて雑居ビルになっているというビルですよ、今までのところ、直近でも、トピックスになっている、死者が出ているような事例というのは。

【事務局】

先ほどお話を途中でしたのですけれども、火災で死者が多数出るような火災については、火災後に必ず状況確認に行きますが、その際にはほとんどの建物で法令違反があったことが分かります。しかし、今回は、その逆を表現することができませんでした。

【事務局】

ただ、事務局としては、1.5倍なり倍なり差があるのではないかということで資料を作成しましたが、逆効果だという話であれば、この部分を削除することを検討させていただきます。

【委員】

いや、削除すると全くエビデンスがないということであれだと思うので。

【事務局】

データの的にはないのですけれども、例えば、ちょっと古くなりますが、新宿の雑居ビル火災とか、高円寺の居酒屋の火災とかは消防法令違反が数多く認められていましたので、こういう被害が大きかった火災の中には、法令違反が多数認められるものがあるということを追記するという方法はあると思います。

あとは単に数字を並べると、どちらも数値が低く差がないように見えるので、そこは書き方も含めて工夫をします。

あと、【議長】からのご指摘は、事務局の分析は部分焼とボヤという焼損程度の差でやりましたけれども、火災の発生の有無というものも1つのリスクとして捉えて、1回データを整理してみます。火災が発生したものとしていないものに対して、防火管理者の選任がどうだったかというデータは比較できますので、有意な差があるかどうかは見ないとわからないですけども、データを確認したいと思います。

【委員】

でも、そうすると、統計的に処理すると、その選任しているのと選任していないのは、あまり変わらないということなのですか、実際に。

【議長】

ちょっと違います。

【委員】

ちょっと違う。

【委員】

それは問題の設定の仕方が違うと思うのです。統計のやり方自体変えればもっときちんと数字であらわれる統計ができると思います。

【事務局】

幾つかデータはありますので、その差が出るかどうかは見てみたいと思いますが、出たとしても、今回示したように1.5倍とか2倍ぐらいの差だったら、全面的に出さないほうがいいというご意見なのですよね。

【委員】

1. 5倍だと結構、有意差があると思うけれども。

【事務局】

さっき議論になったのは11ページの①で、14.3%に対して22%となっており、倍まではいかないけれども、1.5倍ぐらいは差があるというデータになっていましたが・・・。

【議長】

皆さん、提言の方向性についてはもうご同意いただいているのですけれども、それをちゃんとバックグラウンドとしてしっかりしたものにしてほしいというお気持ちだと思いますので、そのあたり、その災害、火災事例のかなり顕著なものとかも含めて、何らかこの部分を補強していただけるようにしていただけると、皆さんご納得いくのではないかと思います。

【事務局】

分かりました。

【議長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

19ページの(2)のところについて、これは質問というより意見なのですが「関係者が適正な自主管理を行うための環境の整備」と書かれているのですが、東京消防庁がこれまでいろいろ取り組んでいただいております、先ほどから、議論のあった防火管理者の選任ですとか、訓練の実施とかについては、意欲的に取り組んでいる方もいますし、消防署から言われてやっている方々もいるので、そういった方々に対して広くいろいろな情報ツールを使ってその必要性とか、有効性とか、そういったところを訴えていきながら、自主管理体制を強化するというのは非常に重要だと思います。また、本取組みは東京消防庁だけではなくて、全国的にも共通する課題なので、ぜひしっかり取り組んでいただき、他の消防本部の参考にもなるようにしていただけるとありがたいと思います。

加えて、電子申請とかも書いていますが、いろいろなツールを使ってなるべく簡便に手続するということが有効なので、このあたりもぜひお願いしたいということと、あと、21ページから22ページにあります、他の行政機関とか民間の方々を持っている情報を有効に活用するというのは、限られた人員で有効に建物情報を把握するということがあり、極めて重要だと思いますので、このあたりもぜひしっかり取り組んでいただき、他の消防本部の参考になるようにしていただくとうれしいと思います。以上です。

【議長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

ほかは、前回いただいたご意見に基づきまして、順番を入れかえたり、その目的をもう少し自主管理にウエイトを置いて行政の効率化というあたりに持っていただいておりますので、よろしいでしょうか。先ほどのバックグラウンドのところを少し、説明を強化していただくということで。

では、ないようですので、事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 閉会

事務局から、次回総会の日程調整について連絡がされ、閉会した。